

老人福祉センター横浜市うらしま荘第3期指定管理者公募に関する質問と回答

番号	資料名・ページ・項目	質問内容	回答
1	指定管理者公募要項P-4 4 横浜市「老人福祉センター」の概要(3)ア職員配置	<p>職員配置は常勤換算3名以上で、コミュニティスタッフの配置は2名程度になっていますが、第2期の業務仕様書ではコミュニティスタッフ配置は3名以上となっています。</p> <p>第3期の業務内容は現状の業務と変更がありますか、また基本的な職員配置の考え方について明示をお願いします。</p>	<p>第2期と第3期で、コミュニティスタッフの業務に変更はありませんが、利用状況等を踏まえ、2名程度の配置としています。</p> <p>ただし、指定管理者の提案に基づき、区と協議の上変更することができるものとします。</p>
2	指定管理者公募要項P-5 4 横浜市「老人福祉センター」の概要(4)リスク分担	<p>「管理上の瑕疵による火災等事故」の考え方、対応について</p> <p>・火災時のリスク分担は、横浜市指定管理者制度ガイドライン(第8版)P21に記載の「施設等の損傷は、指定管理者に帰責事由があるものは指定管理者負担」の項目が該当するものと考えられますが、貴区の「公募要項」によりますと、「管理上の瑕疵による火災等事故」は、指定管理者の負担と明記されております。</p> <p>火災等の事故につきましては、適切な管理を実行していても100%の保証は不可能であり、当法人には火災時の弁償余力は有していませんので、リスクを回避するためには横浜市を被保険者とし、指定管理者を契約者とする火災保険又は、施設賠償責任保険の特約等に加入する必要があると考えますが、この場合、保険料を収支予算書(兼指定管理料提案書)」に計上することとしてよろしいか教示願います。</p> <p>また、うらしま荘は他の施設との合築となりますが、上記保険への加入の場合は、うらしま荘のみの担保としてよろしいか併せて御教示願います。</p>	<p>火災保険の特約等の保険料を指定管理料の収支予算書に計上するかどうかについては、応募団体の判断で収支予算書を作成してください。</p> <p>なお、保険の対象はうらしま荘のみとなります。</p>

番号	資料名・ページ・項目	質問内容	回答
3	指定管理者公募要項 P-10 5 公募及び選定に関する事項 (1)公募スケジュール オ 応募の受付期間について	<p>指定申請の受付期間は、6月25日～6月29日となっておりますが、当法人の「役員の選定」は、平成27年6月29日に開催する「評議員会」により選定の予定です。(理事13名中、2名交代の予定)</p> <p>このため、応募申請書には「評議員会議案」に掲載する役員候補者名簿により記載いたしますが、登記事務は6月29日の評議員会による役員選定後となり、申請書に添付する新たな役員名が記載された「登記事項証明書」は7月末頃となります。</p> <p>御迷惑をおかけしますが、申請書は次により作成することとしてよろしいか御指示願います。</p> <p>応募申請時添付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書 (平成27年4月6日付け) ・ 役員選定議案 (平成27年6月29日開催) <p>添付資料の差替</p> <p>平成27年7月末「登記事項証明書 (平成27年7月登記)」</p>	<p>「応募書類ケ」の登記事項証明書については、平成27年4月6日付のものを一度提出いただき、手続きが済み次第、新役員名が記載された登記事項証明書の提出をお願いします。</p> <p>「応募書類カ (様式6)」の申請団体役員名簿については、神奈川県警に照会する資料のため新役員が記載されたものの提出をお願いします。</p>
4	様式集 (応募書類等) 老人福祉センター横浜市 うらしま荘指定管理者の 応募関係書類 (表紙)	<p>2 用紙サイズについては原本で用紙サイズが決まっているもの以外はA4サイズに統一し (後略) とありますが、枚数制限はないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>枚数制限はありません。</p>